

令和5年6月12日

令和5年

上毛町農業委員会6月期定例総会議事録

上毛町農業委員会

上毛町農業委員会6月期定例総会議事録

1.日 時 令和5年6月12日（月）午前9時00分

2.場 所 上毛町役場 大会議室

3.出席委員及び欠席委員

出席委員 18 名 欠席委員 4 名

●出席委員の氏名

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1番	奥野 和浩	○	15番	坪根 和男	欠
2番	水嶋 久夫	○	16番	向本 忠久	○
3番	八坂 龍臣	○	17番	小川 清志	欠
4番	宮秋 伸一	○	18番	木下 益美	○
5番	志摩 昌子	○	19番	磯田 三好	○
6番	前田 数彦	○	20番	青島 牧人	○
7番	横山 健一	○	21番	久元 一仁	○
8番	山本 直子	欠	22番	福田 政典	○
9番	今瀬 一高	○			
10番	久保 博文	○			
11番	喜多代 洋一	○			
12番	緒方 正行	○			
13番	松下 隆光	欠			
14番	宮本 健一	○			

●事務局 事務局長 円 入 忠 義 ○
末 松 直 幸 ○
向 本 泰 一 ○

4.議 案

- 議案第18号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について
- 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について
- 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について
- 議案第22号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について

- 5.その他
- ・農業委員会互助会の会計報告について
 - ・新任農業委員・農地最適化推進委員研修について
 - ・農地法許可申請における連絡箋について
 - ・定例総会について

会議の経過

令和5年6月12日(月)午前9時00分開会

議長 みなさんおはようございます。

本日は、農業委員会6月期定例総会を開催致しましたところ、委員のみなさまにおかれましては、何かとご多用の中、ご出席くださりまして誠にありがとうございます。

本日は、松下委員、小川委員、坪根委員、山本委員が欠席です。

上毛町農業委員会会議規則第6条の規定により、定足数に達しておりますので、只今から6月期定例総会を開催致します。

議事録署名委員の指名をいたします。

議席7番 横山委員、議席9番 今瀬委員を指名いたします。宜しくお願いします。

それでは、議案第18号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の2ページをお願いします。

議案第18号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

今期分については賃貸借権23件、使用貸借権9件でございます。

まず、賃貸借権分ですが、期間は4ヶ月、3年、5年、6年、10年となっております。

対象作物は水稻等でありまして、面積は田が40,304㎡、畑が409㎡です。

筆数は23筆で、貸し手15名、借り手11名となっております。

賃借料でございますが、現金では反当5,000円～20,000円となっております。

現物では、43kg～60kgとなっております。

次に、使用貸借権分ですが、期間は1年、10年となっております。

対象作物は水稻等でありまして、面積は田が、8,553㎡、畑が1,482㎡です。

筆数は9筆で貸し手3名、借り手3名となっております。

次のページから申出各筆明細一覧表をお付けしております。

それから、5ページの農業経営基盤強化促進法第18条調査書のとおり

同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

これで説明をおわります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。

何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第18号については、原案のとおり可決決定されました。

つづきまして議案第19号農地法第3号の規定による許可申請に対する処分の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料6ページをお願いします。

議案第19号農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。

契約の種類は贈与で、申請農地は大字垂水363番、地目は畑で、面積は178㎡です。

譲渡人は大分県中津市の〇〇さんで、譲受人は、大字東上の〇〇さんです。

譲受人の権利取得後の経営農地面積は12,496㎡です。

次のページに農地法第3条調査書を添付しています。

同法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。

位置図、箇所図は8～9ページのとおりです。

申請農地は、県道福土吉富線垂水交差点付近の農地です。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件については、志摩委員が地区担当となりますが、いかがでしょうか。

志摩委員 両親が亡くなり親族の方が管理するようになり、敷地内の畑と一緒に管理してほしいとのことです。審議のほど宜しくをお願いします。

議長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第19号については、原案のとおり可決決定されました。

つづきまして 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料10ページをお願いします。

議案第20号農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。

契約の種類は売買で、申請農地は大字土佐井981番2、地目は田で、面積は、200㎡です。

譲渡人は、福岡県北九州市の〇〇さんで、譲受人は、大字東下の〇〇さんです。

譲受人の権利取得後の経営農地面積は、200㎡です。

次のページに農地法第3条調査書を添付しております。

同法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。

位置図・箇所図は12～13ページのとおりです。

申請農地は山ノ口池そばの圃場整備済みの農地です。

これで説明を終わります。

議 長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

喜多代委員 権利取得後の経営面積が200㎡になってますが、5反なくても大丈夫なんですか。

事務局 下限面積がなくなったので、経営面積が5反(5,000㎡)なくても農地を取得することはできます。

事務局 3条申請なので、農業をすることが前提で農地を取得するということです。
令和5年3月以前は、下限面積条件がありました。4月1日以降はその条件がなくなったので、たとえば、1反でも農業するという事であれば取得をすることができます。

喜多代委員 農業することが前提であれば、1反でも農地を買えるということですね。

議 長 他にないですか

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第20号については、原案のとおり可決決定されました。

つづきまして 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の14ページをお願いします。

議案第21号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてでございます。

申請農地は大字宇野363番3、地目は畑で、面積は544㎡です。

申請人は、大分県宇佐市の〇〇さんと大字宇野の〇〇さんの2名で、理由としては、一般住宅建築用地確保のためです。

一般基準としての転用の確実性については、資金計画書等により確実と思われま。

付近の農地に対する被害の有無については、隣接農地の承諾と水利関係者の承諾を得ております。

農地の区分は、第1種農地であります。例外規定「集落接続」に該当するため、

許可可能と判断します。

箇所図・位置図は15～16ページのとおりです。

申請農地は、大字宇野、県道野地塔田線を挟んで、宇野貴船神社の向かい側の農地です。

これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件については、水嶋委員が地区担当となります。いかがでしょうか。

水嶋委員 一般住宅という事で、林さんは上毛町の団地に住んでいて、持ち主も入院しており、農地を処分したいということです。審議のほどよろしくをお願いします。

議長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第21号については、原案のとおり可決決定されました。

つづきまして議案第22号令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況
その他事務の実施状況についてを議題といたします。
事務局説明をお願いします。

事務局 資料の17ページをお願いします。

令和4年度の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況についてでございます。
17ページは、令和5年4月1日現在の、農業委員会の状況です。

資料の18ページをお願いします。

Ⅱの1 最適化活動の成果目標についてでございます。

(1) 農地の集積の実績ですが、目標に対する達成状況は97.9%で目標は達成することは
できませんでした。引き続き関係機関と連携しながら、担い手等への農地集積に向けて推進して
いく必要があります。

資料の18、19ページをお願いします。

(2) 遊休農地の発生防止、解消についてですが、目標に対する達成状況は100%で
目標を達成いたしました。

農業委員会としては、農地パトロール等を実施することで、今後も遊休農地の解消を
推進していきます。

また、新規に遊休農地が発生しないよう、農業委員・最適化推進委員の皆様には、日頃から
農地の見回りの徹底をお願いします。

資料の19、20ページをお願いします。

(3) 新規参入の促進についてですが、令和4年度は新規参入者の実績はありませんでした。
そのため、新規参入者への貸付等について、農地の所有者の同意を得て公表した
面積もございません。

Ⅱの2 最適化活動の活動目標についてでございます。

(1) 最適化活動を行う目標日数については、一人当たりの活動日数は10日としておりました。
実績としては、一人あたり平均で月5.8回でした。活動回数が委員の報酬額に反映されますので、
今年度も引き続き、毎月10回以上の最適化活動の実施をお願いします。

(2) 活動強化月間の設定についてですが、目標3回に対し、実績3回の取り組みを

行いました。詳細は20ページのとおりです。

資料の21ページをお願いします。

(3)新規参入相談会への参加についてです。実績としては、令和4年8月6日に行橋市で行われた京築地区就農相談会に会長と事務局で参加しました。最適化活動の活動目標については達成しましたが、新規参入には結びつきませんでした。

目標の達成に向けた活動ですが、8・9月の農地パトロールのほか、年間を通して委員の皆さんに担当地区の農地の利用状況を確認をしていただいております。気が付いたことがあれば、事務局に連絡して下さい。宜しくお願いします。

資料の22ページをお願いします。

事務の実施状況についてです。

- 1 総会については、毎月実施しております。
- 2 農地法第3条に基づく許可事務は、年間14件
- 3 農地転用に関する事務の処理件数は年間11件
- 4 違反転用については、現状で把握しているものではありません。

なお、本日審議いただいた後、町ホームページに掲載する予定です。

議案第22号については以上でございます。

議長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第22号については、原案のとおり可決決定されました。

以上で本日予定していた議案の審議は終わりました。

その他について事務局からお願いします。

事務局 では、その他について4点ご説明申し上げます。

1点目は、上毛町農業委員会互助会会計報告についてでございます。お配りしている資料1をご覧ください。令和4年12月及び令和5年5月の定期総会でもお話したとおり 農業委員会互助会は解散させていただきます。それに伴い、会計報告させていただきます。支出につきましては、会計報告の資料のとおりです。最後に集金した令和2年度の農業委員・最適化推進委員の皆さんに1000円をお返し、残りについては町社会福祉協議会に寄付をさせていただきました。

互助会解散後は、見舞金等についてはその都度、定期総会にて個別事案ごとに協議させていただきたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。

2点目は、新任農業委員・農地最適化推進委員研修会についてでございます。
資料2のとおり、7月28日(金)に福岡市の福岡国際会議場で開催されます。
詳細は資料のとおりです。
参加者については、令和3年度に初めて委員になられた方を対象に、個別に事務局から
参加依頼をさせていただきます。もちろん参加を希望される方がいらっしゃいましたら
事務局までご相談ください。

3点目は、農地法許可申請における連絡箋についてでございます。
ある農業委員さんから、申請農地について詳しく説明もなく、ただ確認印をもらいにきた
申請者がいたとの報告がありました。
今後につきましては、申請農地につきましては必ず説明を求めるようお願いいたします。
なお、事務局からも、窓口に来た申請者には指導いたしますので、ご協力をお願いします。

4点目ですが、次回7月期の定例総会については、7月10日(月)を予定しております。
総会に欠席された場合には、後日役場まで資料の受け取りをお願いします。

事務局からは以上でございます。

議 長 委員の方から何かありましたらお願いします。

それではこれで6月期定例総会を終了します。

令和5年6月12日 午前9時25分閉会